

いつもご愛読頂きありがとうございます。

I-GLOCAL ベトナム法令ビジネス情報 2020 年 3 月 31 日号（臨時ニュース）をお送りします。

▼ 法令情報

>>> ベトナム首相指示 16/CT-Ttg 号の内容（全国規模の社会隔離令）

=====

■—法令情報—

【その他】 ベトナム首相指示 16/CT-Ttg 号の内容（全国規模の社会隔離令）

=====◆◆◆◆◆

本日 2020 年 3 月 31 日、COVID-19 防止策・緊急措置についてのベトナム首相指示 16/CT-Ttg 号が公布された。首相指示においては、12 の防止策、緊急措置を効果的に実施することを要請した。特に個人、組織、企業が注意すべき内容は以下のとおりである。

1. 2020 年 4 月 1 日午前 0 時より 15 日間、全国規模の社会隔離を実施する。
隔離の原則は各家庭間・各地域間とされている。工場は、工員同士で安全な距離を確保するとともに、マスクの着用、消毒、殺菌が必要である。企業については、明記されていない。
2. 外出は、食料・食品・薬品の調達、救急目的、まだ業務休止・稼働停止とされておらず、必需品を生産、あるいは必需サービスを提供する企業・工場での作業などの場合、一般企業の出勤可否については、企業の自主判断にゆだねられているとみられるが、追加情報があり次第、配信する。
3. 対人距離最低 2 メートル確保厳守。
オフィス、学校、病院の外部や公共の場所における 3 人以上の集合禁止。
4. 全国民に対し医療レポートの提出を推奨。ただし強制ではない。
5. 公共交通機関の旅客運搬を原則禁止。新型コロナウイルスの流行地域から他の地域への移動を規制。ただし、公務に関すること、食料・食品・医薬品・生産材料など重要なものを提供する場合、企業シャトルバスでの従業員送迎の場合を除く。一部タクシー会社も公共交通機関と見なされ、運行停止を決定している。

6. 2020年4月1日午前0時から、ラオスとカンボジア国境を往来するメインゲートおよびサブゲートを一時閉鎖する。陸上国境上の国際ゲートからの入国を厳しく監視し、ラオス、カンボジアから入国するすべての者は14日間隔離される。

参考文献

2020年3月31日付 COVID-19 防止策・緊急措置についてのベトナム首相指示 16/CT-Ttg 号

状況は日々変わっているため、新しい情報があれば次回の送信で共有させて頂く。

■—————I-GLOCAL からのお知らせ—————■

書籍『これからのベトナムビジネス 2020』を1月31日に発売いたしました。

http://www.i-glocal.com/vietnam_business_2020/

弊社代表蕪木らが執筆した『これからのベトナムビジネス 2020』が東方通信社より発売になりました。

本シリーズ第二弾として、最新のベトナムビジネスの動向とポイントを日本企業へのロングインタビューも交えてご紹介しています。

ベトナムビジネスの入門書となる一冊です。ぜひご一読ください。

(Amazon 予約ページ) : <https://www.amazon.co.jp/dp/4924508292/>

Copyright I-GLOCAL CO., LTD. All Rights Reserved.
